

尾張旭市選挙管理委員会（令和4年第3回）会議録

- 1 開催日時
令和4年6月13日（月）
開会 午前10時
閉会 午前10時30分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 3階 302会議室
- 3 出席委員
委員長 赤尾勝男
委員 森賀則、堤美昭、加藤隆広
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
なし
- 6 出席した事務局職員
書記長 大内裕之、次長 杉浦敬典、係長 堺和彦
- 7 議題
付議議案一覧のとおり
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第3回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、令和4年7月10日執行予定の第26回参議院議員通常選挙関係の5議案と在外選挙人名簿の登録についての1議案、計6議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>（委員長あいさつ）</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。</p>

	<p>第2回の会議録を、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>第8号議案「投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では第8号議案「投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、愛知県選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の投票所を、尾張旭市公職選挙管理規程第8条により定められた21の投票区に下記のとおり指定しようとするものでございます。前回からの変更はございません。第8号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第8号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、第8号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第 8 号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第 9 号議案「期日前投票所の指定について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 9 号議案「期日前投票所の指定について」、説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第 48 条の 2 第 6 項の読替規定による同法第 39 条の規定により愛知県選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第 9 号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	では、第 9 号議案について、何かご質問等はございませんか。
堤委員	今後、期日前投票所の箇所について増設していく考えはあるか。
事務局	<p>期日前投票所の増設は長年の課題となっているが、新たな期日前投票所への投票システムの導入や、二重投票の防止など解決すべき問題がある。</p> <p>また、期日前投票者数の増加に伴い、当日投票者数が減少していることから、当日投票所の設置数についても、併せて議論</p>

	<p>していく必要があると考えている。</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第9号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第9号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第10号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第10号議案「在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第49条の2第4項の読替規定による同法第48条の2の規定により在外選挙人が一時的に帰国して国内滞在中に期日前投票を行う場合の期日前投票所を尾張旭市役所に指定しようとするものでございます。</p> <p>第10号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第10号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>（なし）</p>

委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第10号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第10号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第11号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第11号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第61条第2項及び同法施行令第67条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には赤尾委員長を、開票管理者の職務代理者は森委員にお願いしようとするものでございます。第11号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第11号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>

委員	(なし)
委員長	他にご質問等ないようですので、第11号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第11号議案は可決されました。 続きまして、第12号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	第12号議案「選挙人名簿に登録されている者の登録の移替えの延期について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法施行令第17条ただし書の規定により、市の選挙管理委員会は、名簿登録者が市の区域内の他の投票区の区域に住所を移したこと（すなわち市内転居）を知ったときは、登録の移替えをしなければならないとされておりますが、参院選の任期満了による選挙の場合、任期が終わる日の前60日から選挙期日まではその登録の移替えを延期することができると規定されています。 選挙のお知らせの発送準備等に必要な期間を考慮し、登録の移替えを令和4年6月15日から選挙期日までの移動分について、延期しようとするものでございます。 第12号議案の説明は以上でございます。

委員長	<p>では、第12号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第12号議案は可決されました。</p> <p>次に、第13号議案「在外選挙人名簿の登録について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第13号議案「在外選挙人名簿の登録について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、2名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選</p>

	<p>挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>参考としまして、直前の6月1日時点の登録者数、今回、6月13日現在の登録者数の内訳を資料として本日配布しています。全体で、46名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第13号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>(なし)</p>
委員長	<p>他にご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第13号議案は可決されました。</p> <p>本日の議題はこれで以上ですが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 選挙啓発チラシ</p> <p>6月15日号広報に折り込み</p>

	<p>○ 次回日程確認</p> <p>令和4年6月17日（金）午前10時から 302会議室</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>